

令和2年4月9日

茨木支援学校

新入学生保護者様（小1・中1・高1＜内部からの進級生を除く＞）

茨木支援学校 事務室

入学にあたっての事務手続き

- 本校から、4月14日を目途に各新入学生の保護者様に、入学手続きに関する書類を書留にて送付いたします。封筒（茶封筒）の中には、事務室より以下の書類が同封されております。
（その他、各学部、学年、クラス等からのお知らせなども同封していることもあります）

- ① 「就学奨励費にかかる児童生徒基本報告書」（記入例あり）⇒全員提出
- ② 「就学奨励費にかかる委任状・調査書」（記入例あり）⇒全員提出
- ③ 「就学奨励費のための通学届」（記入例あり）⇒自家用車利用の方のみ提出
- ④ 「スポーツ振興センターの同意書」⇒全員提出（訪問籍の方は任意）
- ⑤ 「生徒証」（高等部のみ）⇒希望者のみ提出
- ⑥ 「学校徴収金の内訳」⇒提出不要
- ⑦ 「学校徴収金（第1期分）にかかる納付書・口座振替納入依頼書」（カラー版）⇒全員手続きが必要
- ⑧ 「令和2年度特別支援教育就学奨励のあらまし」

保護者の皆さまには、ご負担をおかけし誠に恐縮ですが、

①～④につきましては、必要事項を記入の上、手続きの都合上、令和2年4月30日までに、本校（事務室）にご持参・ご郵送願います。

（×切に提出が間に合わない場合でも、支給日等が遅れますが、お手続きは可能です）

⑤「生徒証」の発行を希望される方は、適宜、事務室にご持参・ご郵送で依頼願います。

⑦「納付書・口座振替納入依頼書」については、令和2年4月20日までに、金融機関での手続きをお願いします。（4月20日以降となった場合でも納付書は有効ですので、お早めにご手続き願います。）

（補 足）

- ・①「児童生徒基本報告書」②「委任状・調査書」③「通学届」は、就学奨励費支給制度（保護者様の所得に応じ、保護者様の経済的負担を軽減する目的で、国と大阪府が半々で経済的支援をする制度）を活用するために必要な書類です。

「児童生徒基本報告書」と「委任状・調査表」「通学届」につきましては、「記入例」を同封しておりますので、こちらを参考に、もれなくご記入いただきますようお願いいたします。

「通学届」は、自家用車で自宅から学校、または自宅からバス停間をご利用の方のみの提出で結構です。

仕事をされている保護者様の通勤途上に学校がある場合については支給対象外となりますのでご注意ください。裏面（いずれかに○を記入）のチェックを忘れずをお願いします。スクール

バスのバス停までの自家用車の送迎についても同じです。

- ④「スポーツ振興センターの同意書」は、学校管理下において、児童生徒が災害にあった際、その治療費や見舞金を給付する制度に、その加入の意思を表明するものです。なお、訪問籍の方で、一度も学校へ来られない方については加入しないという選択肢もございますが、スクーリングで月 1 回でも登下校される方については加入されることをお勧めします。
⇒事務処理の関係上、第 1 回目の納付金で自動徴収させていただきます。

- ⑤「生徒証」が必要な方は、写真を貼付して提出してください。事務処理に 2～3 日を要します。作成次第、ご連絡しますので、事務室まで受取りに来てください。

- ⑥「学校徴収金」は、学習教材、給食、修学旅行、PTA 活動等にかかる経費を、年間 4 回に分けて、徴収させていただくものです。（別紙「令和 2 年度学校徴収金内訳」を参照願います）外部新入生の第 1 期分は、口座引き落としができません。⑦「納付書」により、各自、金融機関でお手続き願います。（ATM・ゆうちょ銀行・コンビニでは納付できませんのでご注意ください。）

また、金融機関で納付の際、あわせて学校徴収金の引き落とし口座の登録をお願いします。（納付書の切り取り線以下がその様式となっております。書き方についても同封しております。）

- ⑧「令和 2 年度特別支援教育就学奨励費のあらまし」には、就学奨励費についての支給対象や支給額等が記載されています。よくお読みいただきますようお願いいたします。なお、就学奨励費はご辞退いただくこともできます。但し、ご辞退されますと高等部の方は ICT 機器購入費が支給されません。本校では学校で一括して ICT 機器を購入しており、ご辞退された場合、購入できないこととなりますので、ご注意願います。（因みに ICT 機器購入費は段階に関係なく全額支給対象となりますが、ICT 機器の購入については、学校の教育方針、授業計画に基づき、校長が教育課程上必要と認めたものが対象となり、個人的に購入したからと言って支給されるものではありません。）その他、クレジットで学用品等を購入された場合は、通常のレシートと、クレジット会社が発行する「ご利用明細書」をあわせてご提出いただきますので、ご留意願います。また、通学費につきましては段階に関係なく、全額支給されますが、「最も経済的な通常の経路及び方法による」という規定に基づいて支給されますことを予めご承知置き願います。

今後、就学奨励費の支給事務に関し、随時、こちらから提出物の依頼をさせていただきますが、必ず期限内に提出していただきますようお願いいたします。本件に関しまして、ご質問等があれば事務室にご連絡願います。

大阪府立茨木支援学校

事務室 川端・吉田

電話：072-643-6951

FAX：072-643-2776